

仕 様 書

- 1 車種 (ステーションワゴン自動車 (ハイブリッド車))
シャトル (本田技研工業株式会社) 5人乗り
カローラ ツーリング (トヨタ自動車株式会社) 5人乗り
その他、項目3の規格を満たす同等車種
なお、同等品で見積もる場合は、事前にカタログ等を持参し、担当課に確認の上、同等・規格確認書を受け取り、入札時に担当課へ提出すること
- 2 年式 令和3年式以降
- 3 規格
 - (1) 総排気量 1, 800cc以下
 - (2) 全 長 4, 500mm以下
 - (3) 全 幅 1, 750mm以下
 - (4) 全 高 1, 600mm以下
 - (5) 駆動形式 4WD
 - (6) ミッション形式 オートマチック
 - (7) そ の 他 5人乗り以上、寒冷地仕様
 - (8) 色 シルバー系
 - (9) 次世代自動車に準ずる車両指定 平成17年度基準排出ガス75%低減レベルかつ令和2年度燃費基準20%超過レベル以上を達成している自動車
- 4 装備
 - (1) ABS
 - (2) 衝突安全支援装置
 - (3) エアバック (運転・助手席)
 - (4) エアコン
 - (5) パワーステアリング
 - (6) パワーウィンドウ
 - (7) パワードアロック
 - (8) リアワイドカメラシステム (ガイド線表示のあるもの)
 - (9) リアワイパー
 - (10) ナビゲーションシステム (インダッシュタイプ、AM/FMチューナー対応、TV機能がないもの)
 - (11) 夏タイヤ及びスタッドレスタイヤ (各必要数、ホイール付)
 - (12) スノーブレード
 - (13) スペアタイヤまたはパンク修理キット
 - (14) スペアキー1個
 - (15) 標準工具一式
 - (16) フロアマット
 - (17) サイドバイザー
 - (18) 電動格納式リモコンミラー
 - (19) ドライブレコーダー

5 借受け台数

1台

6 契約期間

令和4年10月3日～令和9年9月30日までの5年間

7 場所

- (1) 保健福祉局保健所環境衛生課（中央区大通西19丁目 WEST19ビル3階）
- (2) 納車場所の詳細については、札幌市（以下甲という）の指示に従うこと。

8 保険加入等

- (1) 当該車両の自動車損害賠償責任保険については、車両所有者（以下乙という）の負担とする。
- (2) 乙は、以下の任意保険（年齢無制限）に加入しなければならない。
 - ア 対人保険 無制限
 - イ 対物保険 無制限（免責額なし）
 - ウ 搭乗者保険または人身傷害保険 1名につき、1,000万円以上
 - エ 自損事故傷害 1名につき、1,000万円以上
 - オ 無保険者傷害 1名につき、20,000万円以上
 - カ 車両保険 時価（免責額なし）
自損、盗難等においても甲の負担が一切ないもの（全損の場合を含む）。
 - キ 交通事故賠償関係示談サービス付
 - ク 公用車割引、甲のフリート使用のこと

9 維持管理等

- (1) 登録に要する経費（車庫証明）、定期点検（オイル交換含む）・車検費用一式（法定費用、諸経費含む）、故障修理及びパンク修理の費用は乙の負担とする。ただし、事故による修理についてはこの限りではない。
- (2) 定期点検（車検含む）及び故障修理により甲が使用できない期間は、乙の負担により同等の代替車を用意すること。
ただし、事故による修理の場合はこの限りではない。
- (3) 車両維持管理に要する経費のうち、燃料費、洗車、ワックス費用については甲の負担とする。
- (4) リース期間（60ヶ月間）中で、夏タイヤ、冬タイヤとも磨耗及び劣化状況を勘案し必要に応じて履き替え可能であること。また、必要に応じてバッテリー（1回以内）、夏ワイパー（2回以内）、スノーブレード（2回以内）が交換可能であること。
この費用負担及び必要な作業は、乙によることとする。
- (5) 夏タイヤと冬タイヤの交換作業は乙によることとし、交換時期については毎年甲と別途協議すること。
- (6) 上記以外の車両維持管理に要する経費は乙の負担とする。

10 リース車両全損時の扱い

当該車両に係る契約は解除する。その際、途中解約に係る精算は一切行わない（過失の有無に関わらず）。

11 租税公課・リース料率変更時の取り扱い

リース期間中に租税公課、リース料率に変更が生じた場合でもリース料金については一切変更を行わない。

ただし、消費税及び地方消費税については、引き上げに伴う契約事務の取扱いが示された場合、改定契約を行う見込み。

12 走行距離

年間5,000～10,000kmと想定されるが、これを超過した場合でもリース料の精算は一切行わない。

13 その他

- (1) 借受期間開始日（納車日）に万一間に合わない場合は、同等の代替車を用意し、その費用は乙の負担とする。
- (2) 受注者は、札幌市と借受期間満了後における借受物品の処分について必ず協議するものとする。
- (3) 不明な点が生じた場合は、双方で協議するものとする。